

第2回 釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会

日 時 平成16年8月25日(水) 午後1時30分から

場 所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

出席者(12名)

委員長	千葉	光雄
副委員長	丸子	忠
委員	折原	勝
	近藤	康範
	本吉	俊久
	池田	義博
	近藤	登司雄
	吉田	守人
	菅野	猛
	小林	正昭
	森田	正男
	遠藤	憲鋭

## 1 . 開会

千葉議長： 皆様ご苦勞様でございます。本日はお忙しい中、出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より「釧路地域4市町合併協議会第2回行財政小委員会」を開催させていただきます。規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。

会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は総数12名の内12名全員の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は、釧路市の折原勝委員、白糠町の森田正男委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

なお、本小委員会につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

## 2 . 協議事項

千葉議長： 早速議事に入りたいと思いますが、はじめに協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の「ア」～「ウ」まででございますが、前回の小委員会において審議未了となっております「ア 未協議項目」を事務局より説明願います。

事務局： 協議事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。事前に配布させていただいた「行財政小委員会第2回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案の再提案分」、「別紙3 調整方針修正案の未提案分」さらに本日本日配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」、また配布資料の右肩に「当日配布 第1回小委員会要求資料」と記載してございます【04-01-02-07】「議員の公務災害」、「04-01-02-08」議員共済」に関する資料でございます。資料に不足がなければ確認事項の説明に入らせていただきます。会議資料2ページの協議事項の(1)「ア 未協議項目」についてご説明いたします。説明は今回、持参いただきました調整方針修正案の18ページからの説明とさせていただきます。

なお、提案につきましては、3回に分けて説明させていただきますことをご了承いただきたいと思います。第1区分といたしまして、18ページの通番100から25ページの通番135まで、第2区分といたしまして、25ページの通番136から34ページの通番174まで、第3区分といたしまして、34ページの通番175から42ページの最後までとさせていただきます。

また、前回の小委員会におきましてご説明いたしましたとおり、4市町協

議欄におきまして「同左」とご提案いたしました項目の6市町村協議でご承認をいただいた調整方針案は、4市町合併協議会の調整方針といたしましても同様の内容としてご提案できるものとして表記させていただきましたので、以下、説明を省略させていただきます。調整方針修正案の18ページから調整内容に修正がある項目を説明させていただきます。

(事務局より下記の変更のあった調整方針修正案について説明)

通番 110【05 - 01 - 02 - 03】「特別会計の収支状況(公営企業法非適用会計)」

通番 117【05 - 01 - 03 - 07】「予算の編成及び配当について」

通番 123【05 - 04 - 01 - 01】「財政調整基金、災害救助資金、減債基金、その他の特定目的基金」

通番 124【05 - 05 - 01 - 01】「債務負担行為の状況」

通番 125【05 - 06 - 02 - 01】「指定金融機関」

通番 128【07 - 01 - 01 - 01】「ホームページの開設」

通番 129【07 - 03 - 01 - 01】「情報公開」

通番 131【11 - 01 - 01 - 01】「入札」

千葉議長：ただ今説明がありました通番 100 から通番 135 までの項目につきまして質疑をお受けいたします。

丸子委員：通番 123「財政調整基金、災害救助資金、減債基金、その他の特定目的基金」についてお聞きします。基金の関係については、財政計画を策定する時点で出されるものとは思いますが、資料を次回に提出していただきたいと思えます。

それから、通番 133「指名審査」ですが、文言で説明することは非常に難しいということは私なりに受け止めておりますけれども、それぞれ現時点での建設業者審査基準は市町村、道の基準等によって取り組んでいる実態のようですが、災害の対応なども踏まえ出来得るなら地域に根ざした業者に一定の猶予期間が組み入れられないのかどうかといったお話しもあります。その辺につきまして、事務局ではどのように考えているのでしょうか。

千葉議長：基金の資料請求がありましたが、どういう資料を望まれているのか詳しくお話いただけますか。

丸子委員：各市町の基金の一覧表を残高も含めて提示していただきたいと思えます。

事務局：ただ今のご指摘の部分でございますが、各市町の基金の残高を含めた一覧表を次回の小委員会に提出できるように用意して参りたいと思えます。

2点目のご指摘でございますが、入札に伴う資格審査と指名登録の関係について合わせてのご質問と受け止めておりますが、確かに委員のおっしゃいましたとおり非常に表記が難しい項目でございます。住民生活小委員会でも

同様の趣旨の発言がございました。その中でも新市になってから業者を特定して保証するような入札の方法や基準は表記できませんが、基本的には地元業者を最優先するという考え方は新市になって変わらないもののご了解をいただいております。ただ地元業者の場合にはその範囲が心配な点になるかどうかと思います。委員会の場でお話できる範囲としては、公正な基準を持ちながら指名や入札を法に沿って行っていかなければならないことであり、旧阿寒町、旧白糠町、旧音別町の地域における業者の関係について合併と同時に一定の基準のもとに配慮するかのような考え方はお示しできませんが、根底には地元業者の優先という考え方がありますことをご理解いただきながらご承認をいただければと考えているところでございます。

千葉議長： よろしいでしょうか。

丸子委員： はい。

千葉議長： それでは、その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

千葉議長： それでは、2区分目の説明をお願いいたします。

(事務局より下記の変更のあった調整方針修正案について説明)

- 通番 137【13 - 01 - 01 - 02】「組織・人員」
- 通番 138【13 - 01 - 01 - 03】「車両の状況」
- 通番 139【13 - 01 - 01 - 04】「機材の現況」
- 通番 143【13 - 01 - 01 - 08】「給与」
- 通番 146【13 - 01 - 02 - 02】「企画・統計」
- 通番 147【13 - 01 - 02 - 03】「消防事務の各種証明(「警防業務の各種証明」から最項目名を変更)」
- 通番 152【13 - 01 - 02 - 08】「消防団体」
- 通番 153【13 - 01 - 02 - 09】「消防職員住宅」
- 通番 155【13 - 01 - 02 - 11】「予防査察・防火管理者研修」
- 通番 157【13 - 02 - 01 - 01】「組織・人員」
- 通番 161【13 - 02 - 01 - 05】「退職報償金」
- 通番 164【13 - 03 - 01 - 01】「火災出動(「発生を」を「出動」に訂正)」
- 通番 165【13 - 03 - 02 - 01】「救急出動(「緊急」を「救急」に訂正)」
- 通番 166【13 - 04 - 01 - 01】「防災計画の状況」
- 通番 167【13 - 04 - 01 - 02】「防災会議の状況」
- 通番 171【13 - 04 - 02 - 01】「指定避難場所・緊急支援物資保管施設」

千葉議長： 説明のありました項目について質疑をお受けいたします。

菅野委員：通番 137「組織・人員」ですが、釧路市の消防力と西部消防の消防力には格段の差があるという状況でございます。この資料によりますと釧路市は5支署で278人、音別は1支署13人で運営をしております。6市町村協議の調整内容2の「消防の均衡を図る」という文言の削除につきましては、施設的な均衡を図るという意味かと思いますが、新市に移行してから人員の適正化をどのように図るのでしょうか。また、調整内容3の救急体制は新市移行までに検討するということになっておりますが、誰がどういう方法で決めるのか教えていただきたいと思っております。

事務局：ただ今ご指摘がございました通番 137「組織・人員」ですが、組織定数の部分と救急体制の部分でございます。6市町村時の議論の範囲で説明させていただきますが、釧路市と西部消防組合の勤務体制に違いがございます。釧路市は3班体制、西部消防組合は2班体制で交代していくことになっております。また、消防車と救急車の相乗りの関係等もあり、定数に違いがあるところです。基本的には勤務体制を合わせるということが原則ですが、合併時にスムーズにいけるかどうかという議論が6市町村時からありました。定数を合わせるべきところは合わせることにしながらも、西部消防組合ではかなりの定数増を見込まなければならないところもございましたので、その整理は専門部会の中の分科会で詰めていくことになるというお話をさせていただいた経過がございました。また、救急体制の問題につきましても、西部消防組合の中で鶴居村の扱いをどのようにするのかなどの課題もありますので、それらのことを含めながら分科会でさらに議論していくこととなります。小委員会の中で具体的な方向性をお示しできない点をお詫びしたいと思っておりますが、今後議論していく予定でございますのでご了解をいただければと思っております。

菅野委員：通番 143「給与」で、西部消防組合は一般職員よりかなり低めに設定されておりますが、そういうことも含めて分科会の中で調整し均衡化を図っていくという認識でよろしいでしょうか。

事務局：今、調整方針についてご検討いただいておりますが、色々と合併協議の手順がある中で、この後、議会のご承認もいただくなど一定の時点で行政として具体的な準備作業を行っていくこととなります。今お答えできない部分につきましても、その都度詳細に検討されていき、新市の誕生を迎えることになるものと考えております。

千葉議長：よろしいですか。

菅野委員：はい。

千葉議長： その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

千葉議長： それでは3区分目の説明を事務局からお願いいたします。

(事務局より下記の変更のあった調整方針修正案について説明)

通番 181【21 - 01 - 03 - 01】「その他主要な事務事業」

通番 186【21 - 06 - 02 - 02】「国内交流事業」

通番 188【21 - 08 - 01 - 01】「表彰制度」

通番 191【22 - 01 - 01 - 01】「宣言」

通番 193【22 - 01 - 03 - 01】「章、憲章、歌」

通番 194【23 - 01 - 01 - 01】「組織」

通番 195【23 - 02 - 01 - 01】「組織」

通番 198【24 - 02 - 01 - 01】「組織」

通番 204【25 - 02 - 02 - 05】「選挙事務従事者」

通番 206【25 - 02 - 02 - 08】「農業委員会委員選挙」

通番 209【25 - 03 - 01 - 01】「組織」

通番 210【25 - 03 - 02 - 01】「事務局」

千葉議長： ただ今説明のありました3区分目の質疑をお受けいたします。

丸子委員： 通番 196 から通番 199 の関係ですが、6市町村協議の時に財政状況や釧路市の土地開発公社・振興公社の土地保有状況の資料を提出してもらいましたので、次回の小委員会に改めて直近の資料の提出をお願いしたいと思います。

事務局： 土地開発公社の資料につきましては、現時点の土地取得状況の資料と合わせて資産関係の資料も含めてということでしょうか。

丸子委員： 6市町村の協議から1年経っていますので、前回提出されたものを時点修正して出していただきたいと思います。

事務局： 昨年の検討から時間が経過したということで現状を把握されたいということかと思いますが。土地の関係につきましては前回作成した資料もございしますが、釧路市の担当部署と相談をしながら委員のご要望にお答えする準備をさせていただきたいと思います。

千葉議長： 土地開発公社、振興公社の確定している直近の決算状況の資料と、6市町村協議の時の土地に関する資料を次回までに提出してください。それでは、調整方針全般につきまして質疑をお受けいたします。

(「ありません。」の声)

千葉議長：ただ今、提案された協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の「ア」について、協議を終了したいと思いますが、ここまで提案された内容について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

千葉議長： それでは、協議事項(1)「調整方針修正案について」了承されました。続きまして協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の「イ 再提案項目」を事務局より説明願います。

事務局： 協議事項の(1)「イ 再提案項目」をご説明いたします。事前配布いたしました別紙2の「調整方針修正案の再提案分(第2回行財政小委員会/9項目中9項目)」をご覧ください。通番1から9の項目は前回小委員会におきまして、合併時まで調整される基準が明確になっていないことから再提案すべきとのご指摘を受け、本日までご提案するものでございます。

また、本日も配布いたしております「当日配布 第1回小委員会要求資料」【04-01-02-07】「議員の公務災害」、【04-01-02-08】「議員共済」に関する資料について説明させていただきます。釧路市が適用しております「議員の公務災害」、「議員共済」について、第1回小委員会におきまして提出を求められました資料でございます。

議員の公務災害につきましては、釧路市単独の制度であり記載のとおり「釧路市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例」に基づく制度であり、3町に見られます負担金についてはございません。また、議員共済につきましては、「市議会議員共済会」に加入しており、本人負担分は報酬の100分の13と計算し、63,700円の負担と特別掛金が計算されることとなります。その根拠となります議員報酬額につきましても釧路市の報酬額に一本化されたケースと複数制度を設けたケースを併記したところでございます。資料につきましては以上でございますが、2枚目以降に釧路市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例のコピーを付けておりますので、併せて説明に代えさせていただきます。

(事務局より下記の変更のあった再提案項目について説明)

- 通番1 【03-04-04-02】「初任給基準」
- 通番2 【03-04-04-06】「現業職の昇進・昇格モデル」
- 通番3 【03-04-04-08】「職員の昇給・昇格」
- 通番4 【03-04-05-02】「住居手当」
- 通番5 【03-04-05-03】「通勤手当」
- 通番6 【03-04-05-05】「管理職手当」
- 通番7 【03-04-05-06】「期末勤勉手当」

通番 8 【03 - 04 - 05 - 07】「寒冷地手当」

通番 9 【03 - 04 - 05 - 09】「旅費支給基準」

千葉議長： ただ今、事務局からの説明のありました「イ 再提案項目」について、ご質問、ご意見はございませんか。

森田委員： 再提案の9項目について「道内類似自治体等の状況を勘案」ということが文言化されておりますが、新市ができた場合、道内の類似団体としてはどのようなところがあるのでしょうか。と申しますのは、人口の問題もありますし、職員の定数や産業規模、財政規模などの問題もあります。何となく漠然とした文言なのでどうやって類似自治体を選択しようとするのか伺いたいことが1点目です。

また第2点目に、一般職員以外の職員の中で医師の問題がありますが、6市町村協議の時には意見が出ましたように、釧路市の市立病院の医師と3町の病院・診療所の医師では、地域の特殊性から考えて給与につきましては特別な勘案がされているわけですから、その辺をもう1度確認したいと思えます。

総務専門部会： 1点目についてですが、類似自治体の捉え方につきましては、おおよそ人口10万以上の市と考えております。他の制度に合わせる時にもその辺の都市規模の市と比較する扱いになるところでございます。

事務局： 医師の給与の関係についてですが、この後の未提案項目の中で触れる予定でありますが、森田委員のご指摘のとおり6市町村協議時にこの行財政小委員会の中でどのような給与にするのかといった議論がございました。その際に整理いたしましたのは、医療機関の関係と合わせて調整していくことが必要ではないかということ、健康福祉小委員会の中で整理した経過がございます。ただ最終的に医師の給与をどのような方向に持っていくかということは、決定されていません。また、病院の取扱いにつきましても、市立釧路総合病院を本院とし、3町にある病院・診療所を分院とすることができるかどうかといった議論が行われており、合併時に速やかにそれができるかどうか難しい問題であるとされているところです。ご指摘のようにそれぞれの自治体における医師の確保も一方で考慮しながら決められていく部分もございまして、一概に新市になったからといって給与を合わせ、勤務体制を整理していくということが出来る状況にはないということの説明をご了解をいただければと思います。

森田委員： 給料の問題ですが、新しい市になると意識の改革がもちろん必要でございます。職員についても同じだろうと思えます。通常であれば「国に準じる」とか「北海道に準じる」という文言が社会通念上は表現されるべきではないかと思えます。これまでそれぞれの市町における経過もあるとは思



いますが、そのようなことも基準として考えていく必要があるのではないのでしょうか。

総務専門部会： 「国公に準じる」という表現ができないかということにつきましては、専門部会におきましても議論いたしましたが、全て「国公に準じる」とは言い切れない要素がどうしても残るところがございます。ただ類似団体で捉えているところにも「国公平準化」という意味が入り込んでいることとなりますので、特に「国公平準化」を避けたというわけではございません。

千葉議長： ご意見をいただいた後、この再提案項目についてご了解をいただくこととなります。今、専門部会から「国公平準化」が含まれているという見解がございましたが、よろしいでしょうか。ここで暫時、休憩とします。

(休憩)

千葉議長： 再開させていただきます。森田委員はご了解いただけますか。

森田委員： 了解しました。

菅野委員： 事務局としても自分達の給料のことなので、文言を入れにくかったかもしれませんが、最終的に「合併時までに調整」という部分はそのままにして、この小委員会で詳細を決めるということにはならないので、どこかにお任せするという結論にしかならないと思います。事務局で調整することは難しいと思いますが、合併時までに報酬審議会のような形を作って調整するものなのか、あくまでも事務局が自分たちで類似自治体を勘案しながら調整するものなのか、その方向を示して欲しいと思います。

千葉議長： 小委員会としては「合併時までに調整する」という項目は他にもあるわけで、それは調印されて合併までの間に事務レベルで色々な調整で決められていくものだと思います。合併事務局で調整することには恐らくならないのではないかと思います。この件に関して今考えられる範囲でその後の作業がどのように進むのが説明していただきたいと思います。

事務局： 先ほども手順の中でお答えさせていただきましたが、給料の関係でいきますと釧路市の場合は担当部署は職員課になりますが、町では総務課を中心に所管課が集まって協議をいたします。現状、給料を数パーセント削減している自治体もあれば、特勤手当等の諸手当を減額して行財政改革に努めている自治体など取り組みも色々あるところがございますので、そういった現状について共通認識を持った上で、こういった形で調整していくのか担当部署の皆さんが首長や幹部と相談しながら行政としての方向性を決めていく手順になるかと思っております。

千葉議長： その他、質疑はございませんか。

森田委員： 「議員の公務災害」、「議員共済」の関係ですが、新聞等の情報によると3町において報酬の問題について意見の一致を見ていないような雰囲気の記事がございます。定かではないとは思いますが、報酬のことがはっきりしていないのに共済掛金等のこうした資料が今回出てきたのはどういう訳か伺いたいと思います。

丸子委員： 私の方から要求した資料です。

森田委員： 報酬が決まらないのにどうして共済会計等のことが出てくるのでしょうか。

千葉議長： 再提案項目として説明がありました「議員の公務災害」、「議員共済」の部分で併せて質疑はございませんか。

森田委員： 先ほども触れましたけれども、3町の議員報酬についてはいつ提案されるのでしょうか。

事務局： 報酬等につきましては、8月一杯を目途に正副議長の皆さん方からご意見を伺い、その後この小委員会にご提案させていただきたいと考えております。

千葉議長： その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

千葉議長： ただ今、提案された協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の「イ再提案項目」の協議を終了したいと思います。提案された内容について了承するという事によろしいでしょうか。また、議員に関わる資料についても了承ということによろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

千葉議長： それでは、続きまして協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の「ウ 未提案項目」を事務局より説明願います。

事務局： 協議事項の(1)「ウ 未提案項目」についてご説明いたします。事前配布いたしました別紙3の「調整方針修正案の未提案分(第2回行財政小委員会/38項目中34項目)」をご覧ください。なお、提案につきましては、2回に分けて説明させていただきますことをご了承いただきたいと思います。第1区分といたしまして、1ページの通番1から4ページの通番19まで、第2区

分といたしまして、5ページの通番20から7ページまでとさせていただきます。

(事務局より下記の変更のあった未提案項目について説明)

- 通番1 【02 - 03 - 02 - 01】「振興整備計画」
- 通番4 【03 - 04 - 01 - 03】「事務分掌」
- 通番5 【03 - 04 - 03 - 02】「条例定数と実職員数」
- 通番7 【03 - 04 - 04 - 01】「級別職務分類表」
- 通番8 【03 - 04 - 04 - 03】「給料表」
- 通番9 【03 - 04 - 04 - 04】「その他の給料の状況」
- 通番10 【03 - 04 - 04 - 05】「一般職の昇任・昇格モデル」
- 通番11 【03 - 04 - 04 - 10】「人事給与電算状況」
- 通番12 【03 - 04 - 05 - 08】「退職手当」
- 通番13 【03 - 04 - 06 - 04】「職員の共済制度」
- 通番15 【03 - 04 - 08 - 04】「文書管理」

千葉議長： 質疑をお受けいたします。

菅野委員： 通番3から出ております(仮称)総合行政センターの件ですが、先ほどより総合行政センターという絡みの中で、地域自治区、合併特例区、地域審議会などのお話しが出ておりますが、総合行政センターと仕事が重なるということにはならないと思っておりますが、地域審議会は総合行政センターの下部組織という認識で良いのかどうかと思っておりますし、合併特例区や地域自治区ということになると総合行政センターと別の組織として出てくると思っております。どこの小委員会で話し合うのか分かりませんが、平行して論議すべきであり、総合行政センターだけ独立して論議するということにはならないと思っておりますが、その辺はどうなっているのかお伺いします。

事務局： 9月10日に次回の行財政小委員会の開催を予定しているところでございますが、その時に地域審議会や地域自治区などのテーマ、総合行政センターや選挙区や議員の取扱いなどに関連する項目の中で論議いただけるよう準備したいと思っております。今回の提案の中にも総合行政センターという文言が出てきているところで、その姿が見えない中でのお気持ちがあるかと思っておりますが、基本的に住民の皆さんへのサービスについては、現在の役場庁舎で行っている住民サービス機能を落とさない方向で対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

菅野委員： 全体協議会では、各自治体が合併特例区にするのか地域自治区にするのかそれぞれ判断していくべきかどうかといった論議があったと聞いていますが、その取扱いと共同歩調にするのでしょうか。

事務局： その辺も含めて、今4市町の中で協議させていただいているところがございます。

菅野委員： 分かりました。次に、通番5「条例定数と実職員数」についてですが、定数については新市になってから計画を立てるということで、この場でどうするとかということではありませんが、合併前にある程度のものを作らなくてはならないのではないのでしょうか。当然財政計画を立てるわけですし、目標を設定しないで合併してから職員の定数を決めるということになると、住民説明会では説明できないのではないのでしょうか。職員数に根拠がないということになりますと、10年後に黒字になるとか赤字になるとかいう財政計画も全く根拠がなくなるのではないかという心配がありますが、その辺はいかがでしょうか。

事務局： 財政計画につきましては、今まだ4市町の財政専門部会で検討中ですが、職員数につきましては前回の6市町村時の整理を踏襲する考え方を持っております。20年間の期間で合併時から5年間は職員の採用補充率を大体25%、6年目以降につきましては補充率を41.7%という形で見ており、15年間かけて類似団体に合わせていこうと考えているところですが、これもまだ確定しているわけではございませんので、確定次第この小委員会の中でご報告させていただきたいと考えております。

菅野委員： 今の数字は、合併を前提としていない6市町村協議会の中での内容だと思います。適正化計画を立てたいというのは分かりますが、合併を前提とする中でそのとおりになるというものではなく、単なる数字の設定でしかないと思います。報酬審議会のような特別な組織の中で、合併前にある程度のものを作るという計画ではなく、やはり目標設定だけを掲げて合併に取り組むという内容の範囲でしか進まないのでしょうか。

事務局： 適正化計画を策定する作業は大変難しいものと認識しておりまして、合併協議の中で間に合うよう計画が作れるかどうかということになりますと、難しいと思っております。目標として毎年毎年、削減をしていかなければ財政的にもやっていけないという認識の中で、適正化計画につきましては次のステップに委ねていきたいと考えております。

丸子委員： 通番12「退職手当」、通番13「職員の共済制度」についてですが、職員に関する件であります。合併後には単年度で相当な退職者が出てくることを踏まえ、今後の退職者のシミュレーションあるいは財政的な負担がどうなるのかという方向になるのか検討する必要があると思います。現在、釧路市は退職手当組合には加入しておらず、共済組合は都市共済に加入しているようですが、新市においては、退手組合と合わせて北海道市町村共済組合への加入の是非についても検討されていくこととなりますので、シミュレーション等を

次回に提出してもらって更に検討していく必要があるのではないかと思います  
が、事務局の方で用意できますか。

事務局：退職手当組合への加入あるいは脱退については、どちらになるのか表現の中  
では読み取れない状況になっておりますが、副委員長からのご指摘のとおり、どうな  
っていくのか財政計画との関係の中で大切な要素であるという認識を事務局として  
も持っておりますので、今後財政計画をご提示していく中で退職者のシミュレーシ  
ョン等もご説明申し上げながら進めていきたいと考えております。

千葉議長：よろしいですか。

丸子委員：はい。

千葉議長：その他ございませんか。

近藤委員：通番4「事務分掌」についてですが、菅野委員もご質問されていた件で、  
3

(釧路市) 町の(仮称)総合行政センターについてお聞きします。先ほど地域審議会と  
センターの位置付けについてはお答えがありませんでしたし、地域自治区、  
合併特例区との絡みでどうなっているのかということについても、もう少し  
明確なお答えをいただきたいと思います。と言いますのは、そのことについて  
6市町村の時から論議した記憶が私にはありません。今後、4市町の合併  
協議会が地域自治区、合併特例区の設置について論議する場合、どの小委員  
会が論議していくのか、我々の行財政小委員会なのかどうかをまずお聞きし  
たいと思います。

事務局：この行財政小委員会でご検討いただきたいと思っております。地域審議会  
と総合行政センターの関係があるのかという点につきましては、地域審議会  
は総合行政センターのようなものを置かない合併にあっても、置くことが  
できる組織になろうかと思っておりますので、法律的な繋がりはないと考えて  
おります。また、地域自治区を作った場合には、自治区の事務所というのが必要  
になりますが、この事務所につきましては総合行政センターと同じものという  
認識を持っております。

近藤委員：地域自治区を置くこととした場合の事務所として総合行政センターを位置  
(釧路市) 付けることもできるということが分かりました。それでは次の段階の合併特  
例区については法人格を有する組織になる訳ですが、その場合は構成員が行  
う一番の仕事として特例区の協議会というのが出てきまして、選挙や公募と  
いったことがあり得るのかもしれませんが、新市の市長が選任するという形  
になると思います。しかしながら、先ほど森田委員からお話があり、新聞で

も最近報じられているように、議員の問題が8月末でまとめられ、9月10日の小委員会に出てくるということですが、6市町村の時には民主主義というものにはお金が掛かるものであり、白糠や音別など遠くから議会に来る方々の労苦や事務量の増を考えていくと、議員報酬を釧路市の50万円弱にアップしてでも在任特例を適用するのは賛成だと言いましたが、合併特例区の協議会のメンバーとして議員を選任していくことが可能ならば、地域の方の意見を大事にするということで賛成した以前のニュアンスと少し変わってくると思います。そのような場があるのならば、あえて市の議員報酬に合わせるのが良いのかどうか判断に迷うところです。そうした場合にこの行財政小委員会の中で合併特例区のことをもう少し審議しなければ、次回いきなり議員の在任特例をどうするのか、報酬をどうするのかと言われても、私にとっては判断できないところが出てきますので、合併特例区の論議を次回以降に行う予定があるのかどうかお聞きしたいと思います。

事務局：先ほども少し触れたかと思いますが、議員の選挙区と報酬、総合行政センターの関係、それから先ほどは地域審議会と申し上げたかもしれませんが、地域審議会なのか地域自治区なのか合併特例区なのかという選択肢の中でご協議いただくことを含めまして、次回にご提案させていただきたいと考えております。1回でご理解いただいて決まるか、継続してご審議いただくかは次回の行財政小委員会の検討結果次第かと思っておりますけれども、事務局としては準備をしていきたいと思っております。

近藤委員：私が質問する前から、次回以降に合併特例区のことを論議するという（釧路市）で決まっていたのでしょうか。それとも論議するのは当たり前という考えを持っていたのでしょうか。

事務局：私どもの方から小委員会の皆様への説明が不足していたところがあったかもしれませんが、そういった予定を持っておりました。

近藤委員：分かりました。合併特例区の機関としては協議会が中心になると聞いて（釧路市）おりますが、新市ができてから合併特例区協議会ができるのでしょうか。その辺が分からないので教えていただきたいと思います。

事務局：合併する市町村の中で事前に協議することが必要になっておりますので、合併するまでにそれぞれの市町で協議していただく形になります。

近藤委員：分かりました。私の希望としましては、ぜひ次回以降、法的根拠が若干違う合併特例区、地域自治区、場合によっては地域審議会の3つの問題は、議員の在任特例を使うのか、また報酬をどうするのかの前に論議して欲しいと思っております。

総務専門部会： 総務専門部会でも地域自治組織関係については勉強を続けているところです。合併特例区協議会について少し説明させていただかなければいけないと思いますが、協議会の委員につきましては、その自治体の選挙権を有する方でなければならず、議員がそこへ入り込んで来るという図式は基本的には考えられておりません。また、報酬につきましても無報酬が前提という具合で考えられている仕組みであり、議員の在任特例のお話と合併特例区協議会のお話というのは一致点が出てくるのかどうかと言いますと、恐らくないだろうと判断しております。

千葉議長： 第2区分の説明をお願いいたします。

(事務局より下記の変更のあった調整方針修正案について説明)

- 通番 20 【05 - 01 - 05 - 01】「会計の設置状況」
- 通番 22 【05 - 06 - 01 - 01】「組織・職員数」
- 通番 24 【07 - 02 - 01 - 01】「システム」
- 通番 29 【13 - 04 - 04 - 01】「相互応援支援体制」
- 通番 30 【21 - 12 - 01 - 01】「補助金」
- 通番 31 【25 - 02 - 02 - 01】「委員会事務局」
- 通番 32 【25 - 02 - 02 - 03】「投票所」
- 通番 33 【25 - 02 - 02 - 07】「開票区及び開票所」
- 通番 34 【25 - 04 - 02 - 01】「事務局」

千葉議長： ただ今、説明がありました項目につきまして質疑をお受けいたします。

森田委員： 5ページに総合行政センターの事務分掌的なもの、あるいは職員の配置、センター長の職務権能などが示されているわけですが、通番22「組織・職員数」の調整内容(2)に「3町に設置する・・・」という文言がございます。そこでお尋ねしますが、3町に設置するということになりまして一部改正した合併特例法あるいは地方自治法上から見まして、この地域自治組織を置くという前提でこの文言を考えられたのでしょうか。あるいは置かないということで単にサービスセンターとして3町に置くという発想なのか、地域自治区の一般制度に基づく方法はとらないということなのか、この文章では理解出来ません。つまり一般制度では、地域自治区を設けると全部に置くというのが法律の精神でございます。それを3町に置くということ自体に疑問がありますので、この表現はいかがなものかと強く申し上げておきたいと思えます。なぜ釧路市に置かないのでしょうか。

事務局： 総合行政センターにつきましては、6市町村協議の時からこういったものを置きたいということで検討しておりました。今役場がそれぞれの町にあって住民のサービスについて役割を果たし、この役割が大切だろうという認識でございます。地方自治法の改正による地域自治区については全ての地域に

置かなくてはならないといったご指摘でございますが、地方自治法の本則はそういったことかと思いますが、合併特例法の中で地域を限って置くことができるような形になっております。極端な話しをしますと、1町にだけ置くという選択肢も考えられますし、2つの町が1つになってそこに置くということもできます。そういったことが合併特例法の中で許されておりますので、3町に設置するということにつきましては、法制度の中で不都合があるのかと言いますと、それはないものと認識しているところでございますのでご理解いただきたいと思っております。

森田委員： 今、町の中で総合行政センターのみを設置するタイプ、総合行政センターと地域審議会を併せて設置するタイプ、地域自治区を設置するタイプ、合併特例区を設置するタイプの4つについて勉強していますが、この4つのタイプのうちのどれを選ぼうとしているのでしょうか。それが基本的に検討されないで単に3町にだけ置くということ自体が理解できません。

事務局： どうして釧路市に置かないのかということですが、これは今までの協議を総合して考えますと、本庁である市役所の所在地があり、住民サービスにつきましてはこの本庁の中で対象となる地域についてカバーしていくことが出来、改めて総合行政センターという形での冠をつけた組織を置かなくても本庁の中でカバーしていくことが出来るのではないかとといった点がございましたので、3町についての設置を考えているところでございました。

総務専門部会： 総合行政センターを考える時に、地域自治組織の話の前から総合行政センターの話がされていたかと思っております。それはどういうことかと言いますと、今の町役場はどういう形で新市の事務を分掌していくのかということで、今まで町役場で証明事務ができたものは新市になってもそこで出来るという住民サービスの視点から考えられたものと思っております。通番22「組織・職員数」に書かれている部分は、地域自治組織の話そのものではなく、事務をどうやって分掌していくかという行政機関のお話ということで、総務専門部会ではそういう認識で議論を進めております。地域自治組織の話はきちんとした形で資料が出された中で議論されているわけではありませんので、説明をしますと誤解を受けるかもしれませんが、総合行政センターはどのようなパターンでもやはり今までの町役場というのは住民サービスのための機関であるといった前提がありますため、ここの調整項目に出てきている一切の書き方はそういうふうになっております。地域自治組織をどういう形にしていこうかということは、また別のところで専門部会の方の検討は進んでいるところでございます。

千葉議長： 今の議論は整理しなければなりません。

森田委員： 今年法律が改正されていますが、それ以降の変化に対応した文言が出てこ



なければ駄目だと思いますがいかがでしょうか。

千葉議長： 地域自治組織につきましては次回に議論しますので、そのことに関する法的根拠、制度の仕組み等についての資料は事前に事務局から委員の皆さんに配布したいと思います。ただ委員長として苦慮しているのは、総合行政センターという表現の項目が何項目があるわけで、議論を聞いておりますと地域自治組織が先に決まらないとこちらも議論できないというふうに委員長しては受け取りました。私としては今までもそのような表現がありました。地域自治組織ということと行政の組織ということとは、峻別しても良いと思っていたものですから、非常に苦慮しておりますので、そこを整理してご意見をいただきたいと思います。

池田委員： 先ほど、森田委員がおっしゃいました総合行政センターの権能、それから地域自治組織の区分けに関する発言は制度を十分理解をした上での発言であると思います。またこの地域自治組織の関係は議会の中でも議論されるというようなこともお聞きしております。

千葉議長： それでは、先ほど私が言いましたように峻別して考えるというご理解でよろしいですか。

(「はい。」の声)

千葉議長： その他ございませんか。

近藤委員： 先ほど承認されました通番7「級別職務分類表」の変更理由で、「(仮称)(釧路市) 総合行政センターの総括責任者(長)の権能に関する協議を・・・」の部分は給料の問題ですが、この辺の承認された項目で行政的なことを行う方と区長との区別だけ気を付けていただければ結構です。

千葉議長： ご意見としてお伺いしますが、この件は峻別して事務局の対応をお願いいたします。他にありますか。

丸子委員： 確認の意味で3点ほどお聞きします。電算の管理の関係につきましては電算システム等統合調査が現在委託にかけられているということですが、この結果についてはいつ頃出るのでしょうか。結果が出るとその結果に基づいて取り組んでいくということになっているのでしょうか。都道府県の汎用コンピューター離れということが言われておりますが、そのことも踏まえてこの委託調査にかけられているのではないかと思います。また6市町村協議時に市の場合については、個人使用のパソコンが確か1500台ほどあったと報告がありました。現時点では何台位あるのでしょうか。

また通番30「補助金」で、路線バスについては調整項目に書かれておりま

すが、私の町は数年前に公民館バスや都市バスを廃止して町民バスで町民の足の確保をしております。阿寒町、音別町にしても福祉バス等があるかと思いますが、これらにつきましては現時点でどういう取扱いになっているのでしょうか。

事務局：電算システムの件でございますが、先の協議会の予算説明の中でもありましたように委託調査をするということでご了解をいただきました。今、11月30日を納期ということで委託契約を結ぶ予定になっております。その中で当然合併時におけるシステム移行をどうするのかという点、それから新市におけるシステムはどうあるべきなのかということで調査委託をかけることになっております。その段階で合併時のシステム移行は別にいたしまして、新市におけるシステムはどうあるべきなのかという点の結論が出てくる方向になっております。その結果を受けて総務部会の電算分科会の中で具体的な協議に入っていくことになっておりますので、そういう意味では12月か1月位から検討に入ることになろうかと思いますが、納期前にも委託調査の結果を適宜いただく方向で考えておりますので、それらがどの時期に手に入るのかによって分科会の協議の時期も変わってくるだろうと思っておりますのでご了解をいただきたいと思っております。

総務専門部会：個人使用のお話でしたが、今年度と来年度にかけて個人パソコンを切替えておりますが、正確な台数は分かりません。今年度既に半分配備されましたので、来年度は残りの半分が配備されるということになり、合併時におきましてはそのような状態はないように目指しております。

事務局：3点目でバスの関係でございますが、事務局内でその整理は行っておらず、次回の小委員会でお答えできるように準備していきたいと思っておりますので、ご了解をいただければと思います。

千葉議長：よろしいですか。

丸子委員：はい。

千葉議長：その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

千葉議長：ただ今、提案された協議事項(1)調整方針修正案の検討について、「ウ」について、協議を終了したいと思います。ここまで提案された内容について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

事務局：総合行政センターと地域自治組織の関係の議論がございました。事務局といたしましては、次回の小委員会の中で地域自治組織の関係について資料を事前送付した上でご議論いただくということを考えておりますが、今回ご提案いたしました「通番4」と「通番22」につきましては、そうしたことから保留にすべきではないのかという考えがございまして、その辺も併せてこの場でご協議いただいて、保留という扱いをしていただければと思っております。

千葉議長：総合行政センターを突き詰めていきますと、先ほど確認させていただきましたように確か他の項目にもあったかと思えます。ですから、先ほど皆さんにご理解いただいたということで、次回それを基礎に地域自治組織につきまして議論させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局：今回ご提案した項目の中では「通番4」と「通番22」の2項目を課題として認識している中で、これまで既にご承認いただいた項目の中にも同様の表現があることは十分認識しているところであります。この2項目を代表として保留とさせていただくという中で、次回では総合行政センターにつきまして説明させていただき、この保留にした部分を含めたご理解をいただきたいと思っております。

千葉議長：結構この表現が出ているものですから委員長としては良いのかどうかという気持ちがありますが、今の事務局からありました「通番4」と「通番22」を代表的な部分ということで保留させていただいて、その他の部分につきましてはご了解いただいて地域自治組織を含めた議論の中で一度決めたのならもう変えられないということではなく、色々な事情に伴って修正することは可能だと思っておりますので、そういう整理にさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

千葉議長：総合行政センターの問題を含めまして議論がありましたが、これまでご論議いただきました協議事項(1)「調整方針修正案について」項目としては全て網羅されておりませんので、残された項目の取扱いなどについて説明してください。

事務局：ただ今ご指摘のございました本小委員会の関わる未提案項目でございますが、「支所・出張所」、「議員定数・任期などの状況」、「議員の報酬」、「議員活動費への交付金」の4項目でございます。「支所・出張所」につきましては、地域審議会や(仮称)総合行政センター長の職務権限、そしてその組織機構の取扱いなどと同時に次回以降のご提案を考えているところでございます。

また、「議員定数・任期などの状況」、「議員の報酬」、「議員活動費への交付金」の3項目につきましては、4市町の正副議長会議を開催し、それぞれのご意見をいただいているところでございますので、先ほどと同様に次回以降にご審議いただく予定でございます。併せて、先ほどの協議の中で資料の提出を求められた件がございます。前回配布した別紙2の議論の中で、通番123「各種基金」について残高を含めた各市町の基金一覧表の提出を求められました件、同じく通番196から通番199の「土地開発公社・振興公社」の関係でございますが、両公社の直近の決算資料と6市町村協議において提出した土地開発公社が保有している土地の資料の時点修正版を求められております。それから今回ご提案しご審議いただきました別紙3の通番12「退職手当」に関して退職者のシミュレーションにつきまして資料のご提示を求められておりました。この3点につきまして次回の小委員会で資料をご提案したいと思っております。

千葉議長：ただ今、事務局から説明がありましたが、そのような取扱いで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

吉田委員：先ほど近藤委員からの質疑で自治組織の資料の部分の説明がありませんでした。それから議員定数や任期につきまして、4市町の議長、副議長で論議された結果が出てきますが、その時に出されている資料につきましては、我々4号議員は分かっておりますが、5号議員の方は分からない部分があると思っておりますので、その時使用された資料を提示できれば出していただきたいと思っております。

千葉議長：ご指摘のとおり地域自治組織の資料につきましては、事前にお手元に届くよう取扱いをお願いしたいと思います。それから議会の関係の部分につきまして、今お話がありましたようなことで事務局ではよろしいでしょうか。

事務局：はい。

### 3. 次回小委員会の開催について

千葉議長：以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第2の「次回開催日程について」事務局から説明を願います。

事務局：同じく2ページをお開きください。次回の行財政小委員会の開催でございますが、第3回目は9月10日金曜日の13時30分、会場を釧路市観光国際交流センター3階にて開催を予定しております。多忙な時期でございますが、委員皆様のご出席をいただきたいと思います。

千葉議長：ただ今、事務局から9月10日金曜日の13時30分、会場を釧路市観光国際

交流センター 3 階にて開催する旨の説明がありましたかよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

千葉議長： それでは、会議次第 3 「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事務局： ございません。

千葉議長： それでは、委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声)

## 4 . 閉会

千葉議長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきましてすべて終了いたしましたので、第 2 回行財政小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦労様でした。

(閉会 午後 4 時 1 4 分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会 委員長（議長） 千葉光雄

釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会 委員 折原 勝

釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会 委員 森田正男